平成２３年（フ）第１１４６号
仙台市宮城野区扇町３丁目４番23号
債務者　東北ミノグループ株式会社
代表者代表取締役　渡邉　　健
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　美砂
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後１時30分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
千葉県木更津市太田１丁目11番21号
債務者　株式会社ケーアイ・システムズ
代表者代表取締役　土井　貞子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　修司
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月２日午前10時45分
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第６４９号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中１丁目257番地
債務者　株式会社五大
代表者仮代表取締役　村山　　稔
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　　豊
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５２２号
大分市賀来北１丁目３番17号
債務者　ニノミヤ企画株式会社
代表者代表取締役　二宮　龍雄
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原口　祥彦
4　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４９２号
愛知県豊田市小川町１丁目９番地１　Ｔ’ｓ　Ｍａｒｃｈｅｒ　４Ｇ号、従前の住所香川県三豊市高瀬町上高瀬145番地７
債務者　渡邊　良夫
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
4　破産債権の届出期間　平成24年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年３月26日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
北海道滝川市明神町２丁目４番24号
債務者　本間　亮子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　健
4　破産債権の届出期間　平成24年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第３２４号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3879番地の14
債務者　箭内　庄治
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　滋
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２８７４号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪70番地　大野コーポＡ
債務者　平野七百子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　友就
4　破産債権の届出期間　平成24年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９４０号
大阪府摂津市鳥飼中１丁目25番４号
債務者　松村建材こと　松村　光三
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　愼吾
4　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０７号
愛媛県上浮穴郡久万高原町前組2527番地
債務者　木山　省二
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　正人
4　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６９５号
愛知県愛知郡長久手町大字長湫字市ケ洞25番地75　109Ｂ１－２
債務者　清水口　彰
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽児
4　破産債権の届出期間　平成24年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０３０号
大阪市浪速区桜川２―13―１　パルコート桜川301号室、住民票上の住所大阪市大正区泉尾７丁目10番２―902号
債務者　後藤由美子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　昌之
4　破産債権の届出期間　平成24年２月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６５号
鹿児島県鹿児島市桜島武町33番地１
債務者　石田　　**隆**
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松比良　剛
4　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係